

別添 1

一般国道 28 号（本州四国連絡道路  
（神戸・鳴門ルート））等に関する協定

## 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関し、機構法第12条第1項の機構の業務及び道路会社法第5条第1項第2号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### （協力）

第2条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

### （協定の対象となる高速道路の路線名）

第3条 本協定の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- （1） 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））
- （2） 一般国道30号（本州四国連絡道路（児島・坂出ルート））
- （3） 一般国道317号（本州四国連絡道路（尾道・今治ルート））

### （工事の内容）

第4条 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容は、別紙1のとおりとする。

2 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第13条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 会社は、第1項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。

4 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(修繕に係る債務引受限度額)

第5条 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙2のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

第7条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第8条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙4の額とする。

2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。

3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。

4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。

6 会社は、前項の規定による延長期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第9条 毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

一 別紙5の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額

二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額

2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。

3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

（道路資産の貸付期間）

第10条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成62年3月15日までとする。

（料金の額及びその徴収期間）

第11条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間は、別紙6のとおりとする。

（維持、修繕その他の管理）

第12条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

- 第13条 会社は、その経営努力により高速道路の修繕に関する工事（あらかじめ第4条第2項の同意を得たものに限る。以下同じ。）に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。
- 2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該修繕に関する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
- ① 当該修繕に係る工事の内容
  - ② 当該修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
  - ③ ②に係る助成対象基準額
  - ④ 当該修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの額
- 3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、第4条第2項の修繕工事計画書に記載の額とする。
- 4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。
- ① 第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。
  - ② 申請に係る修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。
  - ③ 申請書に記載された事項が適正であること。

(道路資産の機構への帰属)

- 第14条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）第51条第4項の規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。
- 2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

(債務の引受け)

- 第15条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類（以下「証書類」という。）を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

(協定の変更)

第16条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があつた場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 勢 山 廣 直

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 堀 切 民 喜

# 別紙 1

(協定第4条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

## 修繕に係る工事の内容

## 工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る）で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

- ①当該資産の使用可能期間を延長させる（耐久性を増す）部分に対応する金額、
  - ②その支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる（価値を高める）部分に対応する金額、
- の何れかに該当するものに限る。

（ただし、災害復旧に係る部分を除く。）

工事の内容
1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

## 別紙2

(協定第5条関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

[百万円(消費税込み)]

年度	債務引受限度額
H18	3,982
H19	4,619
H20	3,922
H21	4,260
H22	4,392
H23	8,191
H24	7,977
H25	8,564
H26	9,634
H27	10,466
H28	10,245
H29	10,591
H30	12,870
H31	10,201
H32	9,875
H33	8,569
H34	9,068
H35	10,360
H36	9,780
H37	9,954
H38	6,133
H39	8,022
H40	8,507
H41	7,505
H42	6,725
H43	9,119
H44	8,439
H45	11,271
H46	9,022
H47	10,165
H48	8,553
H49	8,604
H50	7,880
H51	9,610
H52	7,669
H53	6,013
H54	6,065
H55	8,255
H56	8,632
H57	7,345
H58	9,114
H59	8,057
H60	10,943
H61	7,755

※上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

## 別紙3

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

[百万円(消費税込み)]

債務引受限度額	13,591
---------	--------

## 別紙4

(協定第8条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 道路資産の貸付料の額

本州四国連絡道路株式会社に対する道路資産の貸付料

[百万円(消費税込み)]

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
			うち盛土・切土の り面構造物等分		
H18	58,287	2,476	47,044	4,605	42,439
H19	57,796	2,451	46,578	4,560	42,018
H20	57,649	2,444	46,438	4,546	41,892
H21	57,588	2,441	46,380	4,540	41,840
H22	57,366	2,430	46,169	4,520	41,649
H23	57,381	2,431	46,183	4,521	41,662
H24	57,207	2,422	46,018	4,505	41,513
H25	56,875	2,405	45,703	4,474	41,229
H26	56,616	2,392	45,457	4,450	41,007
H27	56,368	2,380	45,221	4,427	40,794
H28	56,366	2,380	45,219	4,427	40,792
H29	56,101	2,367	44,967	4,402	40,565
H30	56,107	2,367	44,973	4,403	40,570
H31	55,798	2,352	44,679	4,374	40,305
H32	55,679	2,346	44,566	4,363	40,203
H33	55,687	2,346	44,574	4,364	40,210
H34	55,445	2,334	44,344	4,341	40,003
H35	55,436	2,333	44,336	4,340	39,996
H36	55,399	2,332	44,300	4,337	39,963
H37	55,287	2,326	44,194	4,326	39,868
H38	55,064	2,315	43,982	4,306	39,676
H39	54,898	2,307	43,824	4,290	39,534
H40	54,988	2,311	43,910	4,299	39,611
H41	54,856	2,304	43,785	4,286	39,499
H42	54,610	2,292	43,551	4,263	39,288
H43	54,322	2,278	43,277	4,237	39,040
H44	54,204	2,272	43,165	4,226	38,939
H45	53,928	2,258	42,903	4,200	38,703
H46	53,636	2,243	42,626	4,173	38,453
H47	53,414	2,232	42,415	4,152	38,263
H48	53,219	2,223	42,229	4,134	38,095
H49	52,782	2,201	41,814	4,093	37,721
H50	52,585	2,191	41,627	4,075	37,552
H51	52,461	2,185	41,509	4,064	37,445
H52	51,913	2,157	40,989	4,013	36,976
H53	51,921	2,158	40,996	4,013	36,983
H54	51,703	2,147	40,789	3,993	36,796
H55	51,560	2,140	40,653	3,980	36,673
H56	51,394	2,131	40,496	3,964	36,532
H57	51,162	2,120	40,275	3,943	36,332
H58	51,181	2,121	40,293	3,945	36,348
H59	50,977	2,111	40,099	3,926	36,173
H60	51,013	2,112	40,134	3,929	36,205
H61	47,489	1,936	36,786	3,601	33,185

## 計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

[百万円（消費税込み）]

年度	計画料金収入
H 1 8	75,422
H 1 9	75,021
H 2 0	74,745
H 2 1	74,569
H 2 2	74,392
H 2 3	74,216
H 2 4	74,040
H 2 5	73,865
H 2 6	73,686
H 2 7	73,509
H 2 8	73,331
H 2 9	73,154
H 3 0	72,973
H 3 1	72,796
H 3 2	72,711
H 3 3	72,605
H 3 4	72,502
H 3 5	72,396
H 3 6	72,292
H 3 7	72,187
H 3 8	72,083
H 3 9	71,978
H 4 0	71,874
H 4 1	71,772
H 4 2	71,666
H 4 3	71,388
H 4 4	71,108
H 4 5	70,830
H 4 6	70,552
H 4 7	70,278
H 4 8	70,003
H 4 9	69,728
H 5 0	69,456
H 5 1	69,184
H 5 2	68,914
H 5 3	68,664
H 5 4	68,414
H 5 5	68,165
H 5 6	67,915
H 5 7	67,669
H 5 8	67,422
H 5 9	67,176
H 6 0	66,932
H 6 1	63,798

別紙 6

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

## 料金の額及びその徴収期間

## 1 高速道路の路線名

(1)

- イ 路線名 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
- 区 間 兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

(2)

- イ 路線名 一般国道30号(瀬戸中央自動車道)
- 区 間 岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

(3)

- イ 路線名 一般国道317号(西瀬戸自動車道)
- 区 間 愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで、同市因島洲江町字深久保から同市高須町字オケ久保まで

## 2 料金の額

(1) 料金の額

料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3のとおりとする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

1に定める高速道路(以下「本四道路」という。)の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が行った迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、別表2(1)、同表2(2)及び同表2(3)並びに別表3に掲げる再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1の車種区分をいう。

(3) 料金の割引

イ 障害者割引

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)

で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCクレジットカード（会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成17年10月1日。以下「利用規程」という。）第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

（ロ） 割引率

割引率は50パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間に係るものにあつては、最小単位を10円とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ10円とし、その他の区間に係るものにあつては、最小単位を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ50円とする。

ロ 大口・多頻度割引

（イ） 割引をする自動車

ETCコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（ロ） 割引率

（イ）に定める区間を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額（1万円未満を除く。）に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

ハ 回数券割引

（イ） 割引をする自動車等

別表1に定める軽車両等

（ロ） 割引率

割引率は、20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第83条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあつては、50パーセント以下とする。

ニ 特定車割引

（イ） 割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

- ① 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリア

の相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

- ② 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

(□) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

ホ ETC前納割引

(イ) 割引をする自動車

□の(イ)に定める区間において、ETCクレジットカード(三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(□) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

ハ 路線バス割引

(イ) 割引をする自動車

大ロ・多頻度割引の適用を受ける路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。)で、□の(イ)に定める区間を通行し、1の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで□の(イ)に定める区間のうち櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

(□) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

ト マイレージ割引

(イ) 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して□の(イ)に定める区間の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(□) 割引率

① ポイントの付与

□の(イ)に定める区間の料金の額50円ごとに1ポイントを付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（無料通行分）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、あらかじめ機構に届出する。

チ 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以下とし、企画割引毎に適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引毎に適宜設定する。

(ニ) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性、又は利用増進に資するものとし、企画割引毎に適宜設定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の企画割引毎に上記（イ）から（ニ）までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

リ 有料道路の料金にかかる社会実験に関する割引

本四道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

(イ) 割引をする自動車

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の社会実験ごとに上記（イ）から（ニ）までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

又 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に、ETC前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路

線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

### 3 特別の措置

2の(3)の口の(イ)に定める区間に係る2の料金の額(軽車両等に係るものを除く。)については、会社が別に定める日から当分の間(以下「特別措置期間」という。)は、次のとおり特別の措置をする。

#### (1) 料金の額

特別措置期間における料金の額に対する2の(1)の適用については、「別表2及び別表3」とあるのは「別表4及び別表5」とする。

#### (2) 通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る2の(2)の適用については、「別表2(1)、同表2(2)及び同表2(3)並びに別表3」とあるのは「別表4及び別表5」と、

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

とあるのは

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	250円

とする。

#### (3) 料金の割引

##### イ 大口・多頻度割引

特別措置期間における大口・多頻度割引に対する2の(3)の口の適用については、

##### (イ) 割引をする自動車

ETCコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。))のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたETCカードを(以下同じ。)を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

##### (ロ) 割引率

(イ)に定める区間を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額(1万円未満を除く。)に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

とあるのは、

##### (イ) 割引をする自動車

ETCコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社

及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

(□) 割引率

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9パーセント
5万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

なお、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で(□)に定める表を期間を定めて変更する場合には、あらかじめ機構に届出する。

」

とする。

□ 特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する2の(3)のこの適用については、(□)の「30パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り上げる。

ハ E T C特別割引

(イ) 割引をする自動車

2の(3)の□の(イ)に定める区間において、E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

(□) 割引率

割引率は5.5パーセントとする。ただし、割引後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て1円単位とする。

ニ 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る2の(3)のこの適用については、

「

(イ) 障害者割引を受ける自動車に、E T C前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(□) 大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

」

とあるのは、

「

(イ) 障害者割引を受ける自動車に、E T C前納割引、マイレージ割引又はE T C特別割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

- (ロ) 大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。
- (ハ) ETC特別割引を受ける自動車に、ETC前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引が重複して適用される場合は、ETC特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車にETC特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にETC特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してETC前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用する。
- なお、ETC特別割引を適用した後の金額に対して路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

」

とする。

#### 4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年3月15日までとする。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの（チ又はルに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2車軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両をいう
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの（ヲに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2車軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又はルに該当する2車軸のけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でボール・トレーラ以外のものをいう。
	コ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	ク 連結車両（その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	シ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	250
										垂水	250	400
									淡路 淡路SA	2,600	2,700	2,850
							東浦	300	2,750	2,900	3,050	
						北淡	400	550	3,050	3,150	3,350	
					津名一宮	450	700	900	3,400	3,500	3,650	
				洲本	500	850	1,100	1,300	3,750	3,900	4,050	
			西淡三原	400	800	1,150	1,450	1,600	4,100	4,200	4,350	
		淡路島南	400	700	1,100	1,450	1,700	1,900	4,350	4,500	4,650	
	鳴門北	1,300	1,550	1,900	2,250	2,600	2,900	3,050	5,550	5,650	5,850	
鳴門	350	1,500	1,800	2,100	2,500	2,850	3,150	3,300	5,800	5,900	6,050	

(普通車)

												神戸西
											布施畑	350
										垂水	300	500
									淡路 淡路SA	3,250	3,400	3,600
							東浦	350	3,450	3,600	3,800	
						北淡	500	700	3,800	3,950	4,150	
					津名一宮	550	900	1,150	4,200	4,400	4,600	
				洲本	600	1,050	1,400	1,600	4,700	4,850	5,050	
			西淡三原	500	1,000	1,400	1,800	2,000	5,100	5,250	5,450	
		淡路島南	500	900	1,350	1,800	2,150	2,350	5,450	5,600	5,800	
	鳴門北	1,600	1,950	2,350	2,850	3,250	3,600	3,850	6,950	7,100	7,300	
鳴門	450	1,900	2,250	2,650	3,150	3,550	3,900	4,150	7,250	7,400	7,600	

(中型車)

												神戸西
											布施畑	400
										垂水	350	600
									淡路 淡路SA	3,850	4,050	4,300
							東浦	400	4,150	4,350	4,550	
						北淡	600	850	4,550	4,750	5,000	
					津名一宮	650	1,100	1,350	5,050	5,250	5,500	
				洲本	750	1,250	1,650	1,950	5,650	5,850	6,100	
			西淡三原	600	1,200	1,700	2,150	2,400	6,100	6,300	6,550	
		淡路島南	600	1,050	1,650	2,150	2,550	2,850	6,550	6,750	7,000	
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,400	3,900	4,350	4,600	8,300	8,500	8,750	
鳴門	500	2,300	2,700	3,200	3,750	4,250	4,700	4,950	8,650	8,850	9,100	

(大型車)

												神戸西
											布施畑	550
										垂水	450	800
									淡路 淡路SA	5,350	5,600	5,900
							東浦	600	5,700	5,950	6,300	
						北淡	800	1,200	6,300	6,550	6,900	
					津名一宮	900	1,500	1,850	6,950	7,200	7,550	
				洲本	1,000	1,700	2,300	2,650	7,750	8,050	8,350	
			西淡三原	850	1,650	2,350	2,950	3,300	8,400	8,650	9,000	
		淡路島南	800	1,450	2,250	2,950	3,550	3,900	9,000	9,250	9,600	
	鳴門北	2,650	3,250	3,900	4,700	5,350	5,950	6,300	11,450	11,700	12,050	
鳴門	700	3,150	3,750	4,350	5,200	5,850	6,450	6,800	11,950	12,200	12,500	

(特大車)

												神戸西
											布施畑	900
										垂水	800	1,350
									淡路 淡路SA	9,600	10,000	10,600
							東浦	950	10,200	10,600	11,200	
						北淡	1,350	1,950	11,200	11,600	12,150	
					津名一宮	1,500	2,500	3,100	12,300	12,750	13,300	
				洲本	1,700	2,850	3,850	4,450	13,650	14,100	14,650	
			西淡三原	1,450	2,750	3,900	4,900	5,500	14,750	15,150	15,700	
		淡路島南	1,350	2,400	3,750	4,900	5,900	6,500	15,700	16,150	16,700	
	鳴門北	4,750	5,750	6,800	8,150	9,250	10,250	10,850	20,100	20,500	21,100	
鳴門	1,200	5,550	6,550	7,600	8,950	10,100	11,100	11,700	20,900	21,350	21,900	

(2) 瀬戸中央自動車道 (早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)  
(軽自動車等) (普通車)

				早島
			水島	350
		児島	450	700
	与島PA	1,750	2,100	2,400
坂出北	2,100	3,900	4,200	4,500
坂出	2,200	3,950	4,300	4,600

				早島
			水島	450
		児島	550	900
	与島PA	2,200	2,650	3,000
坂出北	2,650	4,850	5,300	5,600
坂出	2,750	4,950	5,400	5,700

(中型車)

				早島
			水島	550
		児島	700	1,100
	与島PA	2,650	3,150	3,600
坂出北	3,150	5,800	6,350	6,750
坂出	3,300	5,950	6,450	6,850

(大型車)

				早島
			水島	750
		児島	950	1,500
	与島PA	3,650	4,350	4,900
坂出北	4,350	8,000	8,700	9,250
坂出	4,500	8,150	8,900	9,450

(特大車)

				早島
			水島	1,300
		児島	1,550	2,500
	与島PA	6,600	7,800	8,700
坂出北	7,850	14,450	15,650	16,600
坂出	8,150	14,750	15,950	16,900

(3) 西瀬戸自動車道 (今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	400
	向島	800	1,200
西瀬戸尾道	300	1,000	1,450

		大島北
	伯方島	600
大三島	500	950
生口島南	850	1,250

	今治
今治北	1,900
大島南	2,050

(普通車)

			生口島北
		因島南	500
	向島	1,000	1,500
西瀬戸尾道	400	1,250	1,800

		大島北
	伯方島	750
大三島	600	1,200
生口島南	1,100	1,550

	今治
今治北	2,350
大島南	2,600

(中型車)

			生口島北
		因島南	600
	向島	1,200	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500	2,150

		大島北
	伯方島	900
大三島	750	1,450
生口島南	1,300	1,900

	今治
今治北	2,850
大島南	3,100

(大型車)

			生口島北
		因島南	850
	向島	1,650	2,500
西瀬戸尾道	650	2,100	2,950

		大島北
	伯方島	1,200
大三島	1,000	2,000
生口島南	1,800	2,600

	今治
今治北	3,900
大島南	4,250



別表3 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）  
（軽自動車等）

						早島
					水島	350
				児島	450	700
			櫃石島	650	1,000	1,250
		岩黒島	550	1,200	1,550	1,800
	与島、与島PA	600	1,100	1,750	2,100	2,400
	坂出北	2,100	2,700	3,250	3,900	4,200
坂出	2,200	2,800	3,300	3,950	4,300	4,600

(普通車)

						早島
					水島	450
				児島	550	900
			櫃石島	800	1,250	1,600
		岩黒島	650	1,450	1,900	2,250
	与島、与島PA	750	1,400	2,200	2,650	3,000
	坂出北	2,650	3,350	4,050	4,850	5,300
坂出	2,750	3,500	4,150	4,950	5,400	5,700

(中型車)

						早島
					水島	550
				児島	700	1,100
			櫃石島	950	1,500	1,900
		岩黒島	800	1,750	2,300	2,700
	与島、与島PA	900	1,700	2,650	3,150	3,600
	坂出北	3,150	4,050	4,850	5,800	6,350
坂出	3,300	4,150	4,950	5,950	6,450	6,850

(大型車)

						早島
					水島	750
				児島	950	1,500
			櫃石島	1,350	2,050	2,600
		岩黒島	800	1,750	2,300	2,700
	与島、与島PA	900	1,700	2,650	3,150	3,600
	坂出北	4,350	5,250	6,050	7,000	7,550
坂出	4,500	5,300	6,100	7,100	7,600	8,000

(特大車)

						早島
					水島	1,300
				児島	1,550	2,500
			櫃石島	2,400	3,600	4,500
		岩黒島	800	1,750	2,300	2,700
	与島、与島PA	900	1,700	2,650	3,150	3,600
	坂出北	7,850	8,750	9,550	10,500	11,050
坂出	8,150	9,050	9,850	10,800	11,350	11,750

(2) 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間）

(軽自動車等)

		今治
	今治北	900
馬島	1,000	1,900
大島南	1,000	2,050

(普通車)

		今治
	今治北	1,100
馬島	1,250	2,350
大島南	1,250	2,600

(中型車)

		今治
	今治北	1,350
馬島	1,500	2,850
大島南	1,500	3,100

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含むものとする。

別表4 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	200
										垂水	150	300
									淡路 淡路SA	1,850	1,950	2,050
							東浦	200	2,000	2,100	2,200	
						北淡	300	400	2,200	2,300	2,400	
					津名一宮	300	500	650	2,450	2,500	2,650	
				洲本	350	600	800	950	2,700	2,800	2,900	
			西淡三原	300	600	800	1,050	1,150	2,950	3,050	3,150	
		淡路島南	300	500	800	1,050	1,250	1,350	3,150	3,250	3,350	
	鳴門北	900	1,150	1,350	1,650	1,850	2,100	2,200	4,000	4,100	4,200	
鳴門	250	1,100	1,300	1,550	1,800	2,050	2,250	2,400	4,150	4,250	4,350	

(普通車)

												神戸西
											布施畑	250
										垂水	200	350
									淡路 淡路SA	2,300	2,450	2,600
							東浦	250	2,500	2,600	2,750	
						北淡	350	500	2,750	2,850	3,000	
					津名一宮	400	650	800	3,050	3,150	3,300	
				洲本	450	750	1,000	1,150	3,400	3,500	3,650	
			西淡三原	350	750	1,000	1,300	1,450	3,650	3,800	3,950	
		淡路島南	350	650	1,000	1,300	1,550	1,700	3,950	4,050	4,200	
	鳴門北	1,150	1,400	1,700	2,050	2,350	2,600	2,750	5,000	5,100	5,250	
鳴門	300	1,350	1,650	1,900	2,250	2,550	2,800	3,000	5,200	5,300	5,450	

(中型車)

												神戸西
											布施畑	300
										垂水	250	400
									淡路 淡路SA	2,800	2,900	3,100
							東浦	300	3,000	3,100	3,300	
						北淡	400	600	3,300	3,450	3,600	
					津名一宮	450	800	950	3,650	3,800	3,950	
				洲本	550	900	1,200	1,400	4,050	4,200	4,400	
			西淡三原	450	850	1,250	1,550	1,750	4,400	4,550	4,700	
		淡路島南	400	750	1,200	1,550	1,850	2,050	4,700	4,850	5,050	
	鳴門北	1,400	1,700	2,050	2,450	2,800	3,100	3,300	6,000	6,100	6,300	
鳴門	350	1,650	1,950	2,300	2,700	3,050	3,400	3,550	6,250	6,400	6,550	

(大型車)

												神戸西
											布施畑	400
										垂水	350	600
									淡路 淡路SA	3,850	4,000	4,250
							東浦	400	4,100	4,300	4,550	
						北淡	600	850	4,550	4,700	4,950	
					津名一宮	650	1,100	1,350	5,000	5,200	5,450	
				洲本	750	1,250	1,650	1,900	5,600	5,800	6,000	
			西淡三原	600	1,200	1,700	2,100	2,400	6,050	6,250	6,500	
		淡路島南	600	1,050	1,650	2,100	2,550	2,800	6,500	6,650	6,900	
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,350	3,850	4,300	4,550	8,250	8,400	8,650	
鳴門	500	2,250	2,700	3,150	3,750	4,200	4,650	4,900	8,600	8,750	9,000	

(特大車)

												神戸西
											布施畑	650
										垂水	550	950
									淡路 淡路SA	6,900	7,200	7,600
							東浦	700	7,350	7,650	8,050	
						北淡	950	1,400	8,050	8,350	8,750	
					津名一宮	1,100	1,800	2,250	8,850	9,200	9,600	
				洲本	1,200	2,050	2,750	3,200	9,850	10,150	10,550	
			西淡三原	1,050	2,000	2,800	3,550	3,950	10,600	10,900	11,300	
		淡路島南	950	1,750	2,700	3,550	4,250	4,700	11,300	11,650	12,050	
	鳴門北	3,400	4,100	4,900	5,850	6,700	7,400	7,850	14,450	14,800	15,200	
鳴門	850	4,000	4,700	5,500	6,450	7,250	8,000	8,400	15,050	15,350	15,750	

(2) 瀬戸中央自動車道 (早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)  
(軽自動車等) (普通車)

				早島
			水島	250
		児島	350	500
	与島PA	1,250	1,500	1,700
坂出北	1,500	2,800	3,050	3,250
坂出	/	1,600	2,850	3,100

				早島
			水島	350
		児島	400	650
	与島PA	1,600	1,900	2,150
坂出北	1,900	3,500	3,800	4,050
坂出	/	1,950	3,550	3,900

(中型車)

				早島
			水島	400
		児島	500	800
	与島PA	1,900	2,300	2,600
坂出北	2,300	4,200	4,550	4,850
坂出	/	2,350	4,300	4,950

(大型車)

				早島
			水島	550
		児島	650	1,050
	与島PA	2,650	3,150	3,550
坂出北	3,150	5,750	6,250	6,650
坂出	/	3,250	5,900	6,800

(特大車)

				早島
			水島	900
		児島	1,100	1,800
	与島PA	4,750	5,600	6,250
坂出北	5,650	10,400	11,250	11,950
坂出	/	5,900	10,650	12,150

(3) 西瀬戸自動車道 (今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	300
	向島	550	850
西瀬戸尾道	250	750	1,050

		大島北
	伯方島	400
大三島	350	700
生口島南	650	900

	今治
今治北	700
大島南	1,350
今治	1,500

(普通車)

			生口島北
		因島南	350
	向島	700	1,100
西瀬戸尾道	300	900	1,300

		大島北
	伯方島	550
大三島	450	850
生口島南	800	1,150

	今治
今治北	850
大島南	1,700
今治	1,850

(中型車)

			生口島北
		因島南	450
	向島	850	1,300
西瀬戸尾道	350	1,100	1,550

		大島北
	伯方島	650
大三島	500	1,050
生口島南	950	1,350

	今治
今治北	1,050
大島南	2,050
今治	2,250

(大型車)

			生口島北
		因島南	600
	向島	1,200	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500	2,100

		大島北
	伯方島	850
大三島	700	1,450
生口島南	1,300	1,850

	今治
今治北	1,450
大島南	2,800
今治	3,050



別表5 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

(軽自動車等)

						早島
					水島	250
				児島	350	500
			櫃石島	450	700	900
		岩黒島	400	850	1,100	1,300
	与島、与島PA	400	800	1,250	1,500	1,700
坂出北	1,500	1,950	2,300	2,800	3,050	3,250
坂出	1,600	2,000	2,400	2,850	3,100	3,300

(普通車)

						早島
					水島	350
				児島	400	650
			櫃石島	600	900	1,150
		岩黒島	500	1,050	1,350	1,600
	与島、与島PA	550	1,000	1,600	1,900	2,150
坂出北	1,900	2,450	2,900	3,500	3,800	4,050
坂出	1,950	2,500	3,000	3,550	3,900	4,100

(中型車)

						早島
					水島	400
				児島	500	800
			櫃石島	700	1,100	1,350
		岩黒島	550	1,250	1,650	1,950
	与島、与島PA	650	1,200	1,900	2,300	2,600
坂出北	2,300	2,900	3,500	4,200	4,550	4,850
坂出	2,350	3,000	3,600	4,300	4,650	4,950

(大型車)

						早島
					水島	550
				児島	650	1,050
			櫃石島	950	1,500	1,900
		岩黒島	/	/	/	/
	与島、与島PA	/	1,650	2,650	3,150	3,550
坂出北	3,150	/	4,800	5,750	6,250	6,650
坂出	3,250	/	4,900	5,900	6,400	6,800

(特大車)

						早島
					水島	900
				児島	1,100	1,800
			櫃石島	1,750	2,600	3,250
		岩黒島	/	/	/	/
	与島、与島PA	/	3,050	4,750	5,600	6,250
坂出北	5,650	/	8,700	10,400	11,250	11,950
坂出	5,900	/	8,900	10,650	11,500	12,150

(2) 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間）

(軽自動車等)

		今治
	今治北	750
馬島	650	750
大島南	700	1,350

(普通車)

		今治
	今治北	950
馬島	800	950
大島南	900	1,700

(中型車)

		今治
	今治北	1,150
馬島	950	1,150
大島南	1,100	2,050

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表3（注2）の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含むものとする。